

令和7年度 第24回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年3月3日(火) 午前10時00分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員	委員長	中本久美子		
	委員	細田耕治		
2 事務局職員	事務局長	丸山真治	次長兼給与課長	灘尾幸三
	任用課長	湯ノ口修	係長	浅田瑞生
	係長	河崎卓哉	係長	前田智大
3 傍聴者	なし			

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(獣医師)

五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第67号 職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例

(1) 条例の改正理由

人材の確保が喫緊の課題となっている職等において鳥取方式短時間勤務による採用を拡大するとともに、高齢者部分休業をすることができる職員の対象年齢を50歳以上に拡充する措置を講じることにより、多様で柔軟な働き方の推進により職員の確保を図るため、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正

(ア) 鳥取方式短時間勤務をする職員を採用することができる職に獣医師、社会福祉主事、薬剤師、土木施工管理技士等をもって充てる職を加える。

(イ) その他所要の規定の整備を行う。

イ 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正

(ア) 高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳(現行 55歳)に達した職員に

改める。

(イ) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができるものとする。

(ウ) その他所要の規定の整備を行う

ウ イに準じ、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、高齢者部分休業について定めた規定中高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。

エ 施行期日は、公布の日とする イ（ウ）に関する事項を除き、令和8年4月1日とする。

※現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は意見照会の対象外。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

鳥取方式短時間勤務職員については、当委員会は、令和7年人事管理に関する報告で、多様な職種への拡充など制度の充実を図るべきであることを言及しており、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化し、それに応じた勤務環境の整備、時代に即した働き方の推進が求められる中、職員の確保に向けた見直しとして一定の効果があるものと認められるものであり、異議はない。

<参考>

○令和7年人事管理に関する報告（抜粋）

併せて、知事部局においては、様々な事情を抱えた人が多様な働き方を選択することができる鳥取方式短時間勤務職員や何らかの事情により一度退職した職員を即戦力の人材として再採用するアルムナイ採用が導入されているところであるが、これらの制度についても、成果や課題を十分に検証した上で、各任命権者とも、幅広い周知や多様な職種への拡充など必要な制度の充実を図るべきである。

2 議案第68号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

職員が従事する原子力発電所の立入調査業務及び看護師等が従事する深夜において行われる看護等の業務の特殊性に鑑み、所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改め、支給対象に原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したときを加える。

イ 月に8回を超えて深夜における勤務を行った場合の夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。

(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回当たり4,150円（現行 勤務1回当たり3,550円）

(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回当たり3,700円（現行 勤務1回当たり3,100円）

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

職員が従事する業務の特殊性に鑑み、放射線取扱手当の見直し及び夜間看護業務に係る処遇を改善するものであり、異議はない。

3 議案第71号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

- ア 産業教育に従事する人材を確保するため、高等学校において農業、水産、工業等の実習を伴う科目を主として担任する教員及び実習助手に対して産業教育手当を支給することに伴い、所要の改正を行う。
- イ 公立学校に新たに研修主事等を置くこと等に伴い、所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

次に掲げる場合に産業教育手当を支給することとし、その月額は18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者である場合は、11,000円）とする。

- (ア) 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の教員であって高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習、商船若しくは商船実習の教諭等の免許状を有する者等が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合
- (イ) (ア) の高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (ア) 高等学校において行われる実習に係る業務（科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに教員特殊業務手当を支給することとし、その額は当該業務に従事した日1日につき300円とする。

(イ) アに伴い、次に掲げる特殊勤務手当を廃止する。

- ① 倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬等の自然交配等の準備のため種雄牛馬等を御する作業に従事した場合等に支給する種雄牛馬等取扱手当
- ② 職員が高所で行う実習の指導の業務に従事した場合に支給する特殊現場作業手当
- ③ 農場等の管理業務等のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるものに従事した場合に支給する教員特殊業務手当

(ウ) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

①部活動における児童等に対する指導業務で週休日等に行うもの

- a 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満である場合 1,300円（現行 900円）
- b 業務に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 2,600円（現行 1,800円）
- c 業務に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 3,900円（現行 2,700円）
- d 業務に従事した時間が4時間以上5時間未満である場合 5,200円（現行 3,600円）
- e 業務に従事した時間が5時間以上6時間未満である場合 6,500円（現行 4,500円）
- f 業務に従事した時間が6時間以上である場合 7,800円（現行 5,400円）

②入学者選抜における採点等の業務で週休日等に行うもの 業務に従事した日1日につき1,300円（現行 900円）

(エ) 夜間定時制業務兼務手当の額を授業1時間につき1,300円（現行 授業1時間につき600円）とする。

(オ) 教育業務連絡指導手当の支給対象となる業務に、次に掲げる公立学校の区分に応じ、それぞれに定める教育に関する業務に係る連絡調整等に当たる主任等を加える。

- ① 小学校、中学校又は義務教育学校、高等学校及び特別支援学校 研修主事
- ② 小学校 生徒指導主事

(カ) その他所要の規定の整備を行う。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

職員の給与に関する条例の規定中産業教育手当の支給に関する規定は、特定任期付職員に適用し

ないものとする。

エ 施行期日等

- (ア) 施行期日は、令和8年4月1日とする。
- (イ) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

産業教育手当の支給について、当委員会は、令和7年職員の給与に関する報告で産業教育に従事する教員確保のための措置の必要性について言及しており、産業教育に従事する教員不足の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえ、業務の特殊性・困難性等に即した処遇の見直しを行うことについては、異議はない。

また、公立学校に新たに研修主事等を置くことに伴う改正について、教育現場での諸課題に対応する教員のための必要な措置及び処遇改善を図るため所要の改正を行うものであり、異議はない。

<参考>

○令和7年職員の給与に関する報告（抜粋）

キ 産業教育に従事する教員確保のための措置

平成17年度の給与制度の大幅な見直しに伴い廃止された産業教育手当について、それから一定期間が経過し、社会情勢の変化や産業教育に従事する教員不足の深刻化など、廃止した当時と異なる状況となっていることから、産業教育に従事する教員の勤務環境等を再点検し、手当を廃止した経緯や当時の議論を踏まえた上で、業務の特殊性・困難性等に即した処遇の見直しを行うとともに、教員確保のための措置を講ずる必要がある。

【質疑等】

- 委員：鳥取方式短時間勤務について、対象職種を拡充するなど状況に合わせた見直しをしているところであるが、当委員会の人事管理に関する報告で言及したように、制度を導入、運用し始めたことの成果や課題を検証することは必要なことであると思う。
- 委員：特殊勤務手当の名称を「放射線取扱手当」から「放射線取扱等業務手当」に改めた理由は。
- 事務局：放射線取扱手当は、現在は、原子力環境センターの職員が放射性物質を装着した機器で放射線を照射する作業に対して措置されているが、島根原子力発電所2号機再稼働に向けて立入調査する機会が増えており、放射線を取扱うことはなくても、事故や故障等のトラブル発生時に危険な区域に入っていくこと自体に手当を措置するため、放射線取扱等業務手当と改めている。
- 委員：手当の支給対象に、「職員が原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る）」が加わることとなるが、人事委員会の定めは現在あるのか。
- 事務局：人事委員会の運用通知を別途定める予定としている。
- 委員：産業教育手当の金額が妥当かどうかは、直ぐに判断するのが難しいところがあるが、他県との均衡などを考慮して設定したということであろう。
- 委員：教員特殊業務手当のうち、部活動の金額（1時間以上2時間未満で1,300円）と入試の採点の金額（1日1,300円）の単価が異なるのがやや気になった。
- 委員：部活動については、これから地域移行が進められていくところであると思うが、まだまだ過渡期だとは思っているので、教員に対する手当を引き上げることは妥当なことであろう。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認について（獣医師）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記

のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
獣医師	6名程度 ※定期募集：4名程度 随時募集：2名程度	・欠員補充 ・令和8年度末での退職者補充

2 採用予定日

令和9年4月1日（採用候補者と調整の上決定）

3 配属先及び職務内容

- (1) 配属先 生活環境部、農林水産部、総合事務所保健所、総合事務所環境建築局、総合事務所農林局、畜産試験場、中小家畜試験場、家畜保健衛生所、衛生環境研究所、食肉衛生検査所等
- (2) 職務内容 食品・食肉衛生、動物愛護業務、家畜・家禽の生産振興・伝染病防疫、畜産経営の改善、家畜・家禽の改良・増殖に関する試験研究等並びに環境政策全般に関する企画立案、規制、指導、調査、研究等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

- ア 年齢要件 昭和42年4月2日以降に生まれた人（59歳以下）
- イ 資格・免許等 獣医師免許を有する人又は令和9年4月1日までに取得見込の人

(2) 選定方法

試験種目	内容	対象者
専門試験	必要な専門的知識についての筆記試験	・獣医師としての職務経験がない人 ・職務経験が3年未満の人
経歴評定	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定	獣医師としての職務経験を3年以上（※）有している人
人物試験	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験	全員

※3年以上の職務経験の対象期間は平成29年4月1日から応募の日まで

5 実施スケジュール（予定）

(1) 定期募集による試験

- ・獣医学部の学生をターゲットとした県内外会場での採用試験を計画的に実施する。
- ・募集期間：令和8年3月4日（水）から令和8年5月21日（木）まで
- ・試験日時及び会場：令和8年6月7日（日）鳥取会場、愛媛県今治会場
6月13日（土）福岡会場
6月14日（日）東京会場、札幌会場
- ・合格発表日：令和8年6月下旬

(2) 随時募集による試験

- ・(1)に加え、応募があった都度、応募者と日程調整の上、試験を実施する。（応募のタイミングにより試験を複数回実施することを想定）

・募集期間：令和8年6月1日（月）から令和9年1月29日（金）まで

※採用要件（受験資格、試験内容、処遇等）は同じ

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：以前は土木技師よりも獣医師の人材確保が課題となっていたが、現在は獣医師の不足状態はいかがか。

事務局：合格者が出て辞退者が出たり、新卒者の場合、採用試験には合格するが獣医師の国家試験が不合格となり、採用取り消しになるという事案もある。そのような状況もあり、土木技師ほどではないが引き続き厳しい状況であると任命権者からは聞いている。今年度の試験は9名募集で9名合格し、受験者も比較的多かったとのことである。新たな取り組みとして、獣医師会と連携を強めて県職員に限らず県内の獣医師を確保していこうと力を入れて取り組まれたようである。そういった面では良い兆しが出てきているのではないかと思う。

委員：以前は、可愛いらしい犬や猫などのペットを診る獣医師と比べて公務員獣医師への抵抗があると聞いたことがあるが、今の報告を聞くと、少し光が差してきているような状況なのかと思う。試験会場も増やして受験しやすくすることで、人材不足が更に改善されていくことを期待したい。

六 次回人事委員会の開催

令和8年3月17日（火）午前10時00分から開催することとした。